

議 事 録

1 会議名称

令和4年度第1回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

2 開催日時

令和4年6月2日（木） 午後1時30分から午後2時30分まで

3 開催場所

滝沢市役所3階 庁議室

4 出席者

(1) 委員

松 下 壽 夫

高 橋 耕

三田地 宣 子

石 堂 淳

内 田 浩

(2) 事務局

企画総務部 部 長 佐 藤 勝 之

企画総務部 総 務 課 課 長 高 橋 克 周

企画総務部 総 務 課 総括主査 古前田 公 湖

企画総務部 総 務 課 主 任 吉 田 美 沙 紀

企画総務部 総 務 課 主 任 本 間 智 士

(3) 関係課等

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄 子

農業委員会事務局 主 事 鈴 木 伸 空

5 議 事

諮問第1号 オンライン結合による個人情報の提供について（農業委員会事務局）

報告第1号 令和3年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

6 会議状況（要点筆記）

(1) 開会

委員及び事務局職員の紹介

(2) 諮問第1号 オンライン結合による個人情報の提供について（農業委員会事務局）

諮問された事項の全てを承認し、その旨を答申することとされた。議事における質疑等は、次のとおり。

委員	1 ページ 3 の「オンライン結合により提供する個人情報、提供先及び提供先での利用目的」のアの「提供する個人情報」は、3 ページの個人情報取扱事務登録簿の「個人情報記録から検索し得る個人の類型（収集対象者）」の「所有及び権利を有する農地が1筆以上の住民（世帯員全員）」の個人情報ということか。
担当課	そのとおりです。
委員	世帯全員の個人情報が収集の対象となっているが、世帯員全員の職業や収入といった情報も収集されるということか。
担当課	相続権等の関係で、所有者以外の情報が必要となることからそのような情報を収集することとなります。
委員	所有権その他の権利を含めて、相続の関連があるため世帯全員の情報が必要になるという認識で良いか。
担当課	そのとおりです。
委員	また（2）一般利用者への提供とあるが、どの程度の情報を提供することとなるのか。
担当課	インターネット上での農地の情報の閲覧が可能となりますが、主なものとしては農地の面積、農地の利用状況等の情報を提供します。 また、この利用の対象は耕作希望者を想定しており、土地所有者が貸借を希望するか否か等の情報を提供するものです。 「（1）関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者への提供」の「ア 提供する個人情報」のうち、一般利用者へは農地情報部分のみが公開されます。これ以外の情報については、これまで既存の農地台帳により農地情報の確認を行っていたところ、今後はオンライン上で管理される農地台帳に移行することとなります。
委員	わかりました。
委員	2 ページの「5 オンライン結合により提供する理由」の「（2）個人の権利利益を侵害するおそれの有無（セキュリティの状況）」について、セキュリティ対策がなされていることと、権利を侵害するおそれがあることというのは同義ではないように思うがいかがか。 セキュリティの問題との関連がないわけではないが、不必要な情報の収集や公開がないかという点等が第一義であると思われるため、そのような記述を加えるのが望ましいのではないか。
事務局	セキュリティの問題は、必要最低限の措置であり、委員の仰るとおりです。

委員①	セキュリティ関係の7ページ以降の資料について、ご説明いただけるか。
事務局	参考として添付した資料であるため、説明は予定していませんでしたが

	、もしよろしければ担当課より説明させていただければと思います。
委員①	この資料は全国農業会議所が作成した資料のようですが。
担当課	はい。農林水産省からシステムの管理・運営を委託されている全国農業会議所が作成する、セキュリティ対策の資料です。
委員①	市が作成した資料ではないため、直接関連のあることではないが、11ページに通信の暗号化をSSLにより行うことについて、通信の第三者傍受と記載があるが、会話か何かをやり取りするものなのか。「傍受」とは具体的にどのような場合を想定しているのか。
委員②	盗聴であれば「盗聴」、盗み見るのであれば「盗視」ということになるが、このどちらでもなく、通信回線から正規のルート以外の方法でアクセスし、データ情報を不正に入手することを示しているのではないか。
委員①	これも市が作成した資料ではないため、直接関連のあることではないが、15ページに「個人情報の取扱い及び管理は、「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項の法令の趣旨に従い準拠する。」とあるが、法第2条第1項は「個人情報」の定義を規定する規定であり、この趣旨に従うということは不適切な記載であるように思う。法の趣旨に従うのであれば、第3条に規定する基本理念に従うべきものと思われるが。
事務局	委員の仰るとおりであると思われま。

(3) 報告第1号 令和3年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

議事における質疑等は、次のとおり。

委員	3ページの28の「ビッグデータの用地購入に関する情報」（評価額等）の請求について、「公開することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるため」とは、どのような関係にあるものか。
事務局	契約金額等の財産等の部分で非公開としているもののようです。

7 その他

事務局から個人情報保護法関係法令の改正についての情報提供を行った。質疑等は、次のとおり。

委員	法改正後は条例で規定する個人情報保護運営審議会の所掌事項は、国の法に規定されることとなり、これを審査会で審議するという形となるということか。
事務局	行政不服審査会との統合等も含め、今後の審査会のあり方を検討していくこととなります。

7 会議資料

基礎資料1 滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）

基礎資料 2 滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）
基礎資料 3 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成 1 0 年滝沢村
告示第 5 0 号）

諮問第 1 号 オンライン結合による個人情報の提供について（農業委員会事務局）
報告第 1 号 令和 3 年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状
況について

その他資料

- ・個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）（デジタル社会の形成を
図るための関係法律の整備に関する法律第 5 1 条関係改正後（令和 3 年 7 月 1 日掲載
））
- ・個人情報保護法の改正について（令和 3 年 5 月 国説明資料）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）（令和 4 年 1
月 個人情報保護委員会）
- ・個人情報の保護に関する法律についての Q & A（行政機関等編）（令和 4 年 2 月
個人情報保護委員会事務局）
- ・個人情報保護法の施行に係る例規整備の検討事項について

滝総第0520011号

令和4年5月20日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

会長 松下 壽夫 様

滝沢市長 主濱 了



令和4年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る諮問について（
諮問）

滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第9条第2項の規定により、下
記について関係書類を添えて滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問します

。

記

諮問第1号 オンライン結合による個人情報の提供について（農業委員会事務局）

諮問第 1 号

個人情報のオンライン結合による提供について

次のとおりオンライン結合によって個人情報を提供することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年 3 月 1 9 日条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 4 年 5 月 1 7 日提出

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

農地台帳の整備に関する事務

(2) 内容

農地の権利移動等利用関係を調整するため、農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号。以下「法」という。）の規定に基づく農地台帳及び農地地図の整備を行い、当該台帳及び地図情報の提供及び公表を行う事務を行うもの。

2 所管課等

農業委員会事務局

3 オンライン結合により提供する個人情報、提供先及び提供先での利用目的

(1) 関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者への提供

ア 提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、性別、世帯員構成及び農地情報（農地の所在、地目、面積、地域区分、遊休農地に関する意向、賃借権の設定状況、農地中間管理権、利用配分計画、納税猶予の適用状況、利用状況調査、利用意向調査、農地中間管理機構との協議・裁定・措置命令等）

※以下、「非公開農地情報」という。

イ 提供先

全国農業会議所、岩手県農業会議、岩手県知事、滝沢市長及び岩手県農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社）

ウ 提供先での利用目的

農地集積及び集約化を推進するために必要な情報の共有

(2) 一般利用者への提供

ア 提供する個人情報

非公開農地情報のうち、一部の農地情報（農地の所在、地目、面積、地域区分、遊休農地に関する意向、賃貸借権の種類等。以下「公開農地情報」という。）

イ 提供先

インターネット回線を利用して農地情報を閲覧する一般利用者

ウ 提供先での利用目的

耕作希望者による農地の検索

4 オンライン結合による提供の方法

(1) 関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者への提供の方法

ア 市農業委員会は保有する農地台帳情報を、市農地利用最適化推進委員等は、農地の利用状況調査等の結果を、インターネット領域内に構築された農林水産省地理情報共通管理システム（以下「eMAFF地図」という。）内の農業委員会サポートシステムに登録する。

イ 関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者は、農業委員会サポートシステムにアクセスし、登録された農地台帳情報を取得する。

(2) 一般利用者への公表

ア 上記(1)のアの農地台帳情報の登録後、公開農地情報のみがeMAFF地図領域内のeMAFF農地ナビに格納される。

イ 一般利用者は、eMAFF農地ナビにアクセスし、格納されている公開農地情報を取得する。

5 オンライン結合により提供する理由

(1) 公益上の必要性

オンライン結合により農地情報を提供することにより、農地権利移動関係事務、経営所得安定対策関係事務及び農業共済関係手続の各手続において管理される農地情報の一元的な管理が可能となり、事務の効率化及び情報の管理の高度化が期待される。また、オンライン上で農地情報を公表することにより、市民をはじめ耕作希望者等の一般利用者の利便性の向上が図られる。

(2) 個人の権利利益を侵害するおそれの有無（セキュリティの状況）

情報セキュリティ対策は、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠し、農業委員会をはじめとした関係機関からのアクセスは専用線により接続する等、機密性の確保が図られている。（その他、セキュリティ対策の詳細については別紙のとおり）

6 オンライン結合による提供の開始時期

令和4年6月下旬頃

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	農地台帳の整備に関する事務		
	目的	農業委員会所掌事務遂行のため		
	根拠法令等	農地法、農業委員会等に関する法律		
	開始年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	26 年 3 月 31 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	所有及び権利を有する農地が1筆以上の住民（世帯員全員）の個人情報			
個人情報を取り扱う目的	農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・勤務先	<input checked="" type="checkbox"/> 収入	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 役職・地位	<input checked="" type="checkbox"/> 財産状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 納税額等状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 取引状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 負債状況		
<input type="checkbox"/> 国籍・本籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input checked="" type="checkbox"/> [農地の所在地]		
<input checked="" type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> []	<input checked="" type="checkbox"/> [農業経営に関する情報]		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> 婚姻暦	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
<input type="checkbox"/> 健康状況	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 各種試験成績		
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好	<input type="checkbox"/> 学業成績		
<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []		
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 []		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 人種及び民族 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 犯罪歴 []		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 []		
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 []		
		<input type="checkbox"/> 審議会承認 [第 号]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外		
	本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [農地法第102条]			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) []			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号]]			
	<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) []			
<input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) []				
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [第 2 号 平成10年3月23日]	[本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日]]			
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	農林水産省地理情報共通管理システム (eMAFF地図)	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 2 号 平成29年6月21日] <input type="checkbox"/> 無 [審議会承認 第 号]	

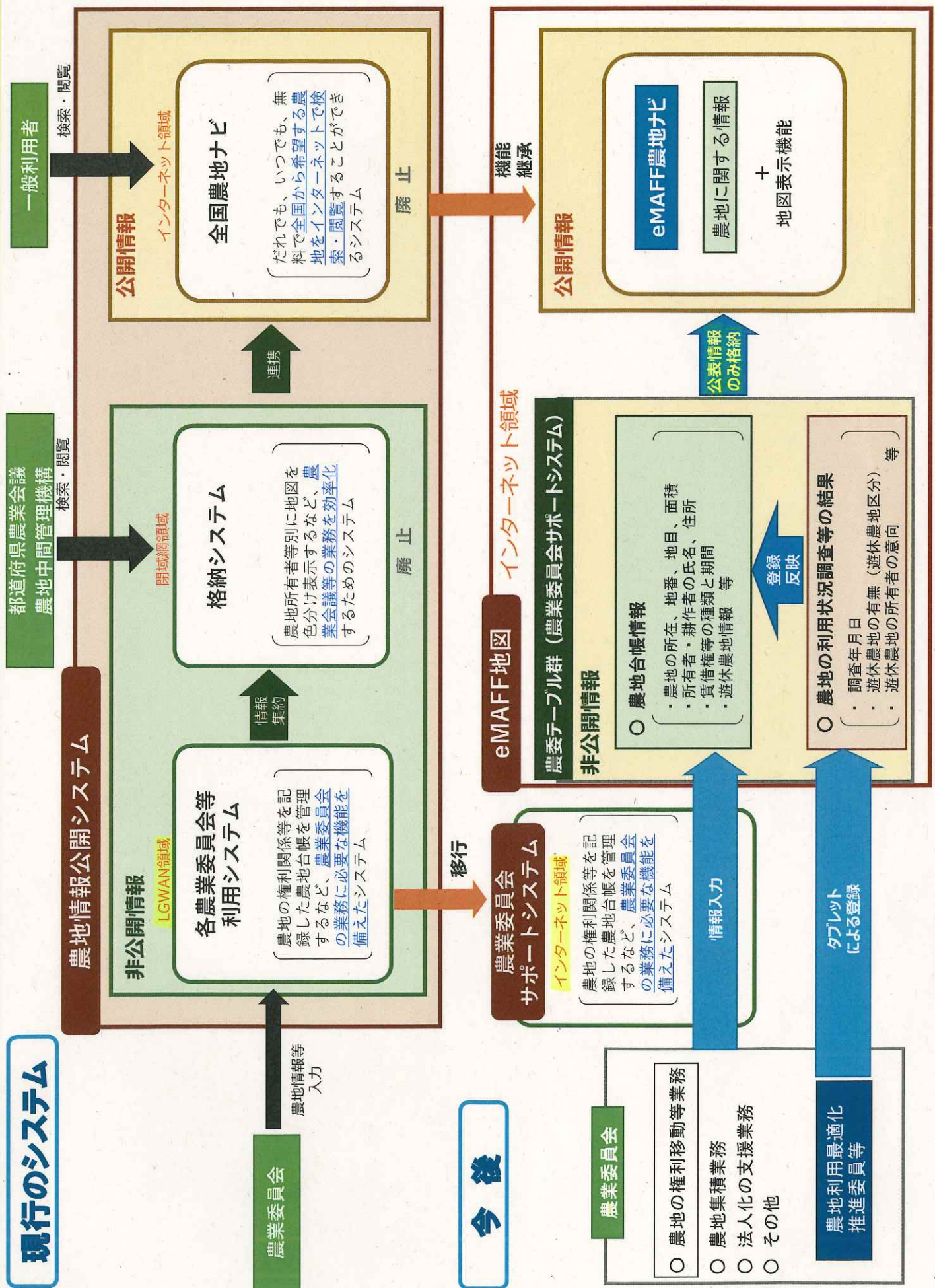
(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) 目的外利用有の場合の条例該当条項、利用する所管課等 <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) { 法令名: [redacted] } { 利用先: [redacted] } <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) { 利用先: [redacted] } <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) { 利用先: [redacted] } { 本人への通知: [redacted] } { 省略の場合: 審議会承認 第 [redacted] 号 } <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 [redacted] 号 { 利用先: [redacted] } { 本人への通知: [redacted] } { 省略の場合: 審議会承認 第 [redacted] 号 }		
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input checked="" type="checkbox"/> 外部提供有 <input type="checkbox"/> 外部提供無 外部提供有の場合の該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等 <input checked="" type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) { 農業委員会等に関する法律第51条、52条、農地法第51条の2、52条の2、52条の3 } { 農地法施行規則第102条、103条、104条 } { 平成21年12月11日21経営第4530号、21農振第1598号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知 第6の2項 } { 提供先: 一般社団法人全国農業会議所、一般社団法人岩手県農業会議、岩手県、滝沢市、岩手県農地中間管理機構 } { 項目名: 住所、氏名、生年月日、性別、世帯員構成、農地情報全般(農地の所在、地目、面積、地域区分、遊休農地に関する意向、賃借権の設定状況、農地中間管理権、利用配分計画、納税猶予の適用状況、利用状況調査、利用意向調査、農地中間管理機構との協議・裁定・措置命令等) } <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) { 提供先: [redacted] } { 項目名: [redacted] } <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) { 提供先: [redacted] } { 項目名: [redacted] } { 本人への通知: [redacted] } { 省略の場合: 審議会承認 第 [redacted] 号 } <input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 [redacted] 号 { 提供先: [redacted] } { 項目名: [redacted] } { 本人への通知: [redacted] } { 省略の場合: 審議会承認 第 [redacted] 号 }		
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 2 号 平成29年6月21日] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 5 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	農業委員会事務局長		
所管課等	農業委員会事務局	登録番号	304
	事務移管日	登録年月日	平成10年9月1日
	移管前の課等	審議会報告	[redacted]
	[redacted]	縦覧開始日	[redacted]

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		農地台帳の整備に関する事務		
所管課等		農業委員会事務局		登録番号
				304
No.	文書等の名称	記録形態		
1	農林水産省地理情報共通管理システム	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
2	農地台帳システム	<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 函面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> []	

農地情報公開システムとeMAFF地図の関係（イメージ図）



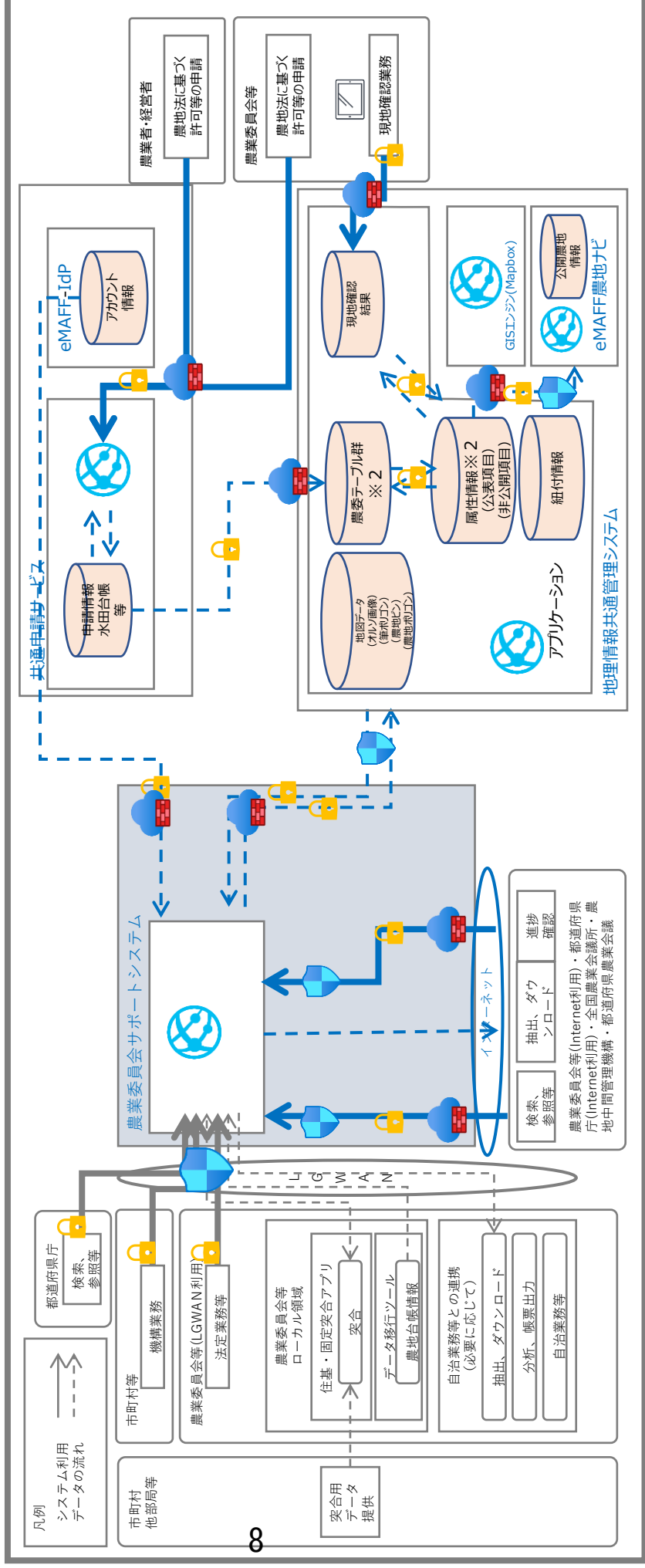
【別添2補足資料：別紙C】別添2・補足資料：別紙Bのシステム構成図の中で総務省が実装する必要があると示したセキュリティ要件について

令和3年12月
(一社)全国農業会議所

総務省からの回答を踏まえたセキュリティ対策・実装位置 (農業委員会サポートシステム・地理情報共通管理システム)

※1 農業委員会が管理する情報（公表情報を除く）について、農地法等により提供することとされている機関（全国農業会議所、都道府県農業会議、農地中間管理機構、都道府県庁、市町村）以外の機関に対しては、農業委員会からの了解なく提供されません。

※2 インターネットからアクセスされる場合は、eMAFF-IdPを活用した二要素認証となる。



- ① ファイアーウォール WAF
- ② 通信暗号化 専用回線 ユーザー認証
- ③ 不正アクセス対策 改ざん検知 ログ収集

1. 地理情報共通管理システムにDBを構成することの個人情報保護条例上の整理

令和4年度以降、農地法第52条の3に基づく農地台帳及び農地に関する地図の公表は、現行の農地情報公開システム（名称変更後の農業委員会サポートシステム）ではなく、農林水産省地理情報共通管理システム（MAFF地図）において行うこととなる。

これに伴い、農業委員会サポートシステムはアプリケーション機能のみ（台帳データは持たない）の構成となり、当該システムのデータベース（農委テーブル群という）はMAFF地図の領域内に構築することとなる。

eMAFF地図は農林水産省が管理するシステムであるが、以下の理由により、本システム上に個人情報を含むデータベースを構築したとしても個人情報保護条例上の新たな手続きは発生しないと農林水産省は整理している。

9

1 農委テーブル群は農業委員会業務を行う専用のデータベースであるため、農林水産省は閲覧することはいずれも、当該テーブル群のデータベースを管理することから、個人情報保護条例上の対象にならない。

2 システムの構成に見直しはあるものの、農地法第52条の3に基づきインターネット公表を行うための情報提供という目的はこれまでと変わらない。このための個人情報保護条例上の手続きは既に了していることから、農委サポートシステムの運営に当たって当該手続きを再度行う必要がないこと。

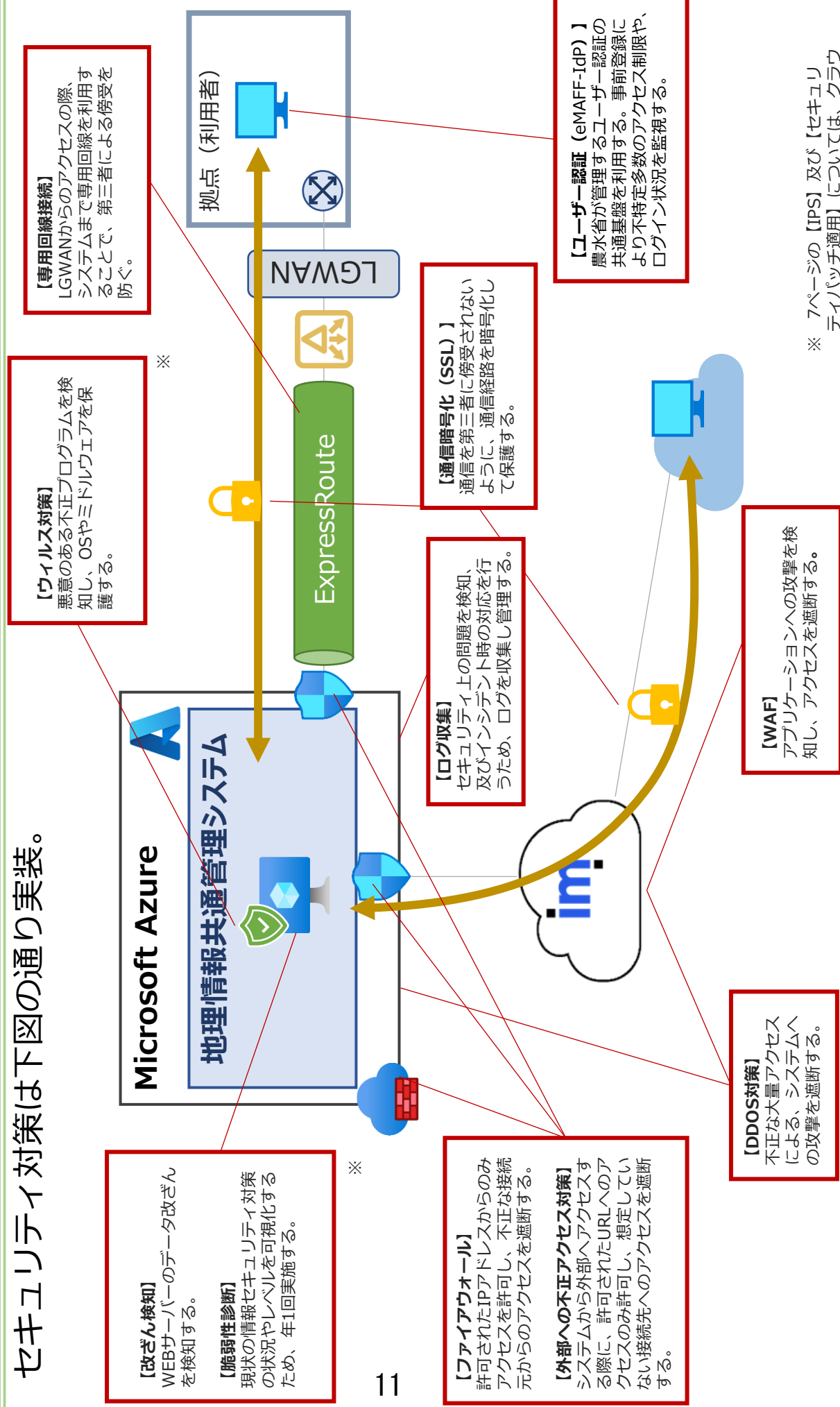
2. 情報セキュリティ対策（地理情報公共管理システム）

地図情報公共管理システムでは、下記セキュリティ対策を行い、不正アクセスや情報漏洩の対策を行う。

No	対策	製品	対策内容
1	DDOS対策	<ul style="list-style-type: none">Microsoft Azure DDOS対策Imperva App Protect	不正な大量アクセスによる、システムへの攻撃を遮断します。
2	アクセス制御	<ul style="list-style-type: none">Microsoft Azure FWNetwork Security Group	特定のアクセス元のみアクセスを許可し、不正な接続元からのアクセスを遮断します。
3	WAF	<ul style="list-style-type: none">Imperva App Protect	アプリケーションへの攻撃を検知し、ブロックします。
4	ウィルス対策	<ul style="list-style-type: none">Windows DefenderClamAV	悪意のある不正プログラムを検知し、ブロックします。
5	改ざん検知	<ul style="list-style-type: none">GredWeb改ざん検知	WEBサーバーの改ざんを検知します。
6	外部への不正アクセス対策	<ul style="list-style-type: none">Microsoft Azure FWNetwork Security Group	想定していない接続先へのアクセスをブロックします。
7	通信暗号化	<ul style="list-style-type: none">サイバートラスト Sure Server	通信の暗号化を行い、盗聴をブロックします。
8	脆弱性診断	<ul style="list-style-type: none">SHIFT 脆弱性診断サービス	脆弱性を検知します。
9	ログ収集	<ul style="list-style-type: none">Azure Log Analytics	不正アクセスが発生した場合の記録を残します。

2. 情報セキュリティ対策・実装位置（地理情報公共管理システム）

セキュリティ対策は下図の通り実装。



※

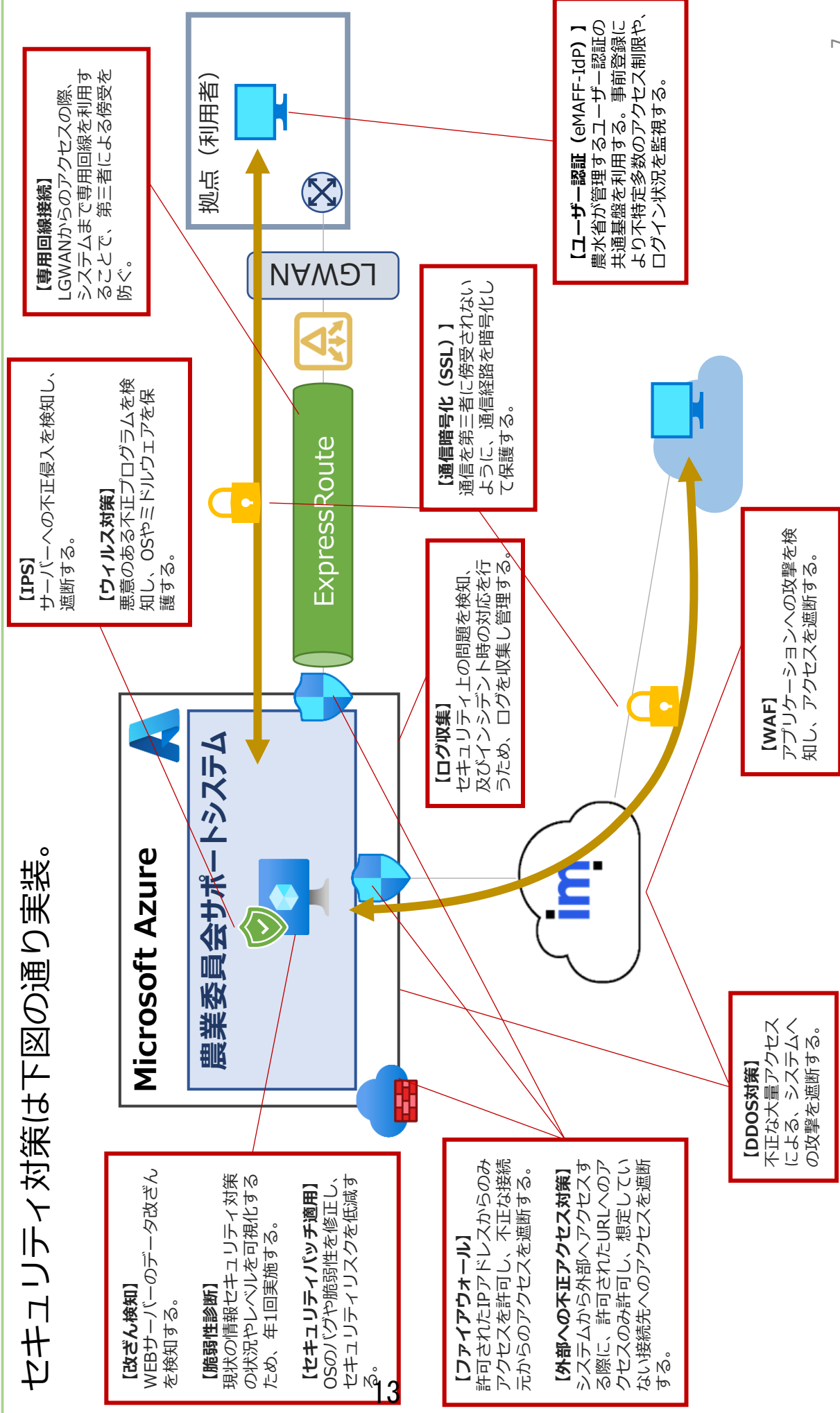
2. 情報セキュリティ対策（農業委員会サポートシステム）

農業委員会サポートシステムでは、下記セキュリティ対策を行い、不正アクセスや情報漏洩の対策を行う。

No	対策	製品	対策内容
1	DDOS対策	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Azure DDOS対策 Imperva App Protect 	不正な大量アクセスによる、システムへの攻撃を遮断します。
2	アクセス制御	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Azure FW Network Security Group 	特定のアクセス元のみアクセスを許可し、不正な接続元からのアクセスを遮断します。
3	侵入防止	<ul style="list-style-type: none"> Deep Security as a Service 	サーバーへの不正侵入を検知し、ブロックします。
4	WAF	<ul style="list-style-type: none"> Imperva App Protect 	アプリケーションへの攻撃を検知し、ブロックします。
5	ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> Deep Security as a Service 	悪意のある不正プログラムを検知し、ブロックします。
6	改ざん検知	<ul style="list-style-type: none"> GredWeb改ざん検知 	WEBサーバーの改ざんを検知します。
7	外部への不正アクセス対策	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Azure FW Network Security Group 	想定していない接続先へのアクセスをブロックします。
8	通信暗号化	<ul style="list-style-type: none"> サイバートラスト Sure Server 	通信の暗号化を行い、盗聴をブロックします。
9	脆弱性診断	<ul style="list-style-type: none"> SHIFT 脆弱性診断サービス 	脆弱性を検知します。
10	ログ収集	<ul style="list-style-type: none"> Azure BLOBストレージ 	不正アクセスが発生した場合の記録を残します。
11	セキュリティパッチ適用	<ul style="list-style-type: none"> Windows Server Update Services 	OSのバグや脆弱性を解消します。

2. 情報セキュリティ対策・実装位置（農業委員会サポートシステム）

セキュリティ対策は下図の通り実装。



3. 個人情報情報の取り扱い(農業委員会サポートシステム・地理情報共通管理システム)

農業委員会サポートシステムでは、下記セキュリティ対策を行い、不正アクセスや情報漏洩の対策を行う。

No	対策	製品	対策内容
1	DDOS対策	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Azure DDOS対策 Imperva App Protect 	不正な大量アクセスによる、システムへの攻撃を遮断します。
2	アクセス制御	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Azure FW Network Security Group 	特定のアクセス元のみアクセスを許可し、不正な接続元からのアクセスを遮断します。
3	侵入防止	<ul style="list-style-type: none"> Deep Security as a Service 	サーバーへの不正侵入を検知し、ブロックします。
4	WAF	<ul style="list-style-type: none"> Imperva App Protect 	アプリケーションへの攻撃を検知し、ブロックします。
5	ウイルス対策	<ul style="list-style-type: none"> Deep Security as a Service 	悪意のある不正プログラムを検知し、ブロックします。
6	改ざん検知	<ul style="list-style-type: none"> GredWeb改ざん検知 	WEBサーバーの改ざんを検知します。
7	外部への不正アクセス対策	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Azure FW Network Security Group 	想定していない接続先へのアクセスをブロックします。
8	通信暗号化	<ul style="list-style-type: none"> サイバートラスト Sure Server 	通信の暗号化を行い、盗聴をブロックします。
9	脆弱性診断	<ul style="list-style-type: none"> SHIFT 脆弱性診断サービス 	脆弱性を検知します。
10	ログ収集	<ul style="list-style-type: none"> Azure BLOBストレージ 	不正アクセスが発生した場合の記録を残します。
11	セキュリティパッチ適用	<ul style="list-style-type: none"> Windows Server Update Services 	OSのバグや脆弱性を解消します。

3. 個人情報の取り扱い(農業委員会サポートシステム・地理情報共通管理システム)

情報セキュリティ対策は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成十五年五月三十日法律第五十八号)と「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)」に準拠する。

個人情報の取り扱い及び管理は、「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項の法令の趣旨に従い準拠する。業務の特性上「農業委員会サポートシステム」、「地理情報共通管理システム」では個人情報を取り扱う。これらの個人情報は上記の取り決めに従い、厳重に利用及び管理を行う。

ライフサイクル

対策内容

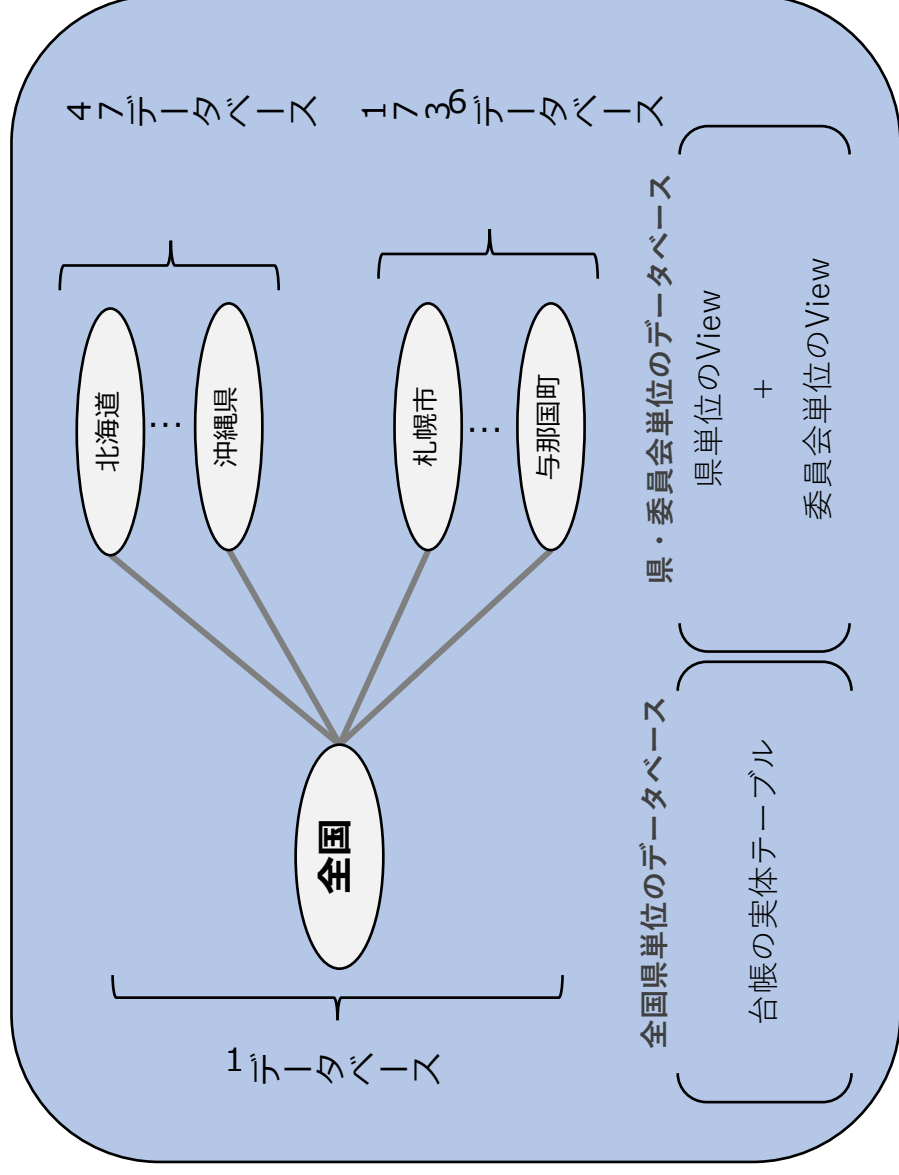
収集	<ul style="list-style-type: none">通信経路の暗号化：個人情報入力時の通信はSSLによる暗号化を行い、第三者から個人情報を傍受されないようにする。
保存	<ul style="list-style-type: none">個人情報の暗号化：個人情報に該当する項目は必ず暗号化した状態で保存し、万が一流出した場合においても復号キーを知らない限り解読できない。最低限の個人情報の保存：アプリケーションログ等には個人情報的一切記録しない。
利用	<ul style="list-style-type: none">閲覧可能ユーザの限定：システム利用者を限定的にすることで、情報漏えいのリスクを軽減する。利用記録の取得：個人情報利用時には、ログに記録し、「いつ、誰が」情報を何件取扱いしたか確認できるようにする。通信経路の暗号化：個人情報利用時の通信はSSLによる暗号化を行い、第三者から個人情報を傍受されないようにする
削除	<ul style="list-style-type: none">操作ミスに対する対応：誤って削除されないような仕組み(確認画面に遷移する等)を準備する。削除記録の取得：個人情報削除時には、ログに記録し、「いつ、誰が」情報を何件削除したか確認できるようにする

3. 個人情報情報の取り扱い(データベース設計)

農業委員会サポートシステムにおいては全国分のデータを1つのデータベースに集約しますがシステム利用者は直接アクセスできない。

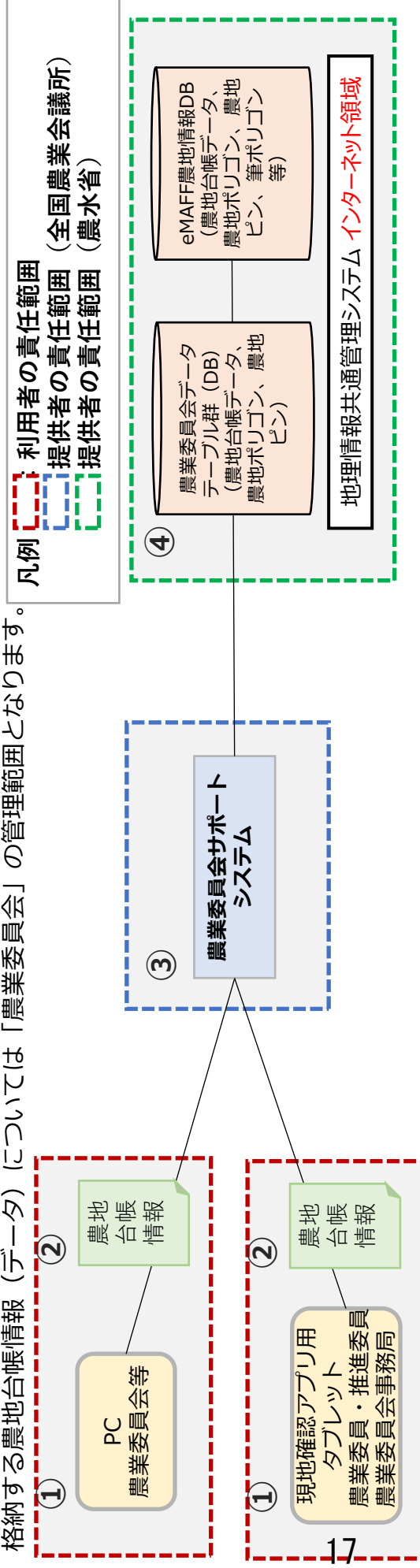
各農業委員会等がアクセスするために市町村ごとに論理的に分離したデータベースのデータを閲覧する方式となる。

また、都道府県農業会議や農地中間管理機構は県単位でのデータ閲覧を可能とするため都道府県ごとに論理的に分離したデータベースを利用する。



4. 農業委員会サポートシステム・地理情報共通管理システムの責任分界点

下記の赤枠線が起因となるセキュリティ事故が利用者の責任となる。(その他は、全国農業会議所、農水省の責任) 農業委員会サポートシステムで利用するデータは、インターネット上の「地理情報共通管理システム」のデータベースへ格納されます。農業委員会サポートシステムの管理は、全国農業会議所が行い、インターネット上のデータベース管理は農林水産省が行います。格納する農地台帳情報(データ)については「農業委員会」の管理範囲となります。



分類	発生箇所	図の番号	セキュリティ事故例
利用者もしくは利用者組織管轄の責任となるセキュリティ事故	端末	①	<ul style="list-style-type: none"> 利用者拠点の端末におけるウイルス対策、ソフトウェアバージョンアップ対応漏れ等のセキュリティ対策の不備による農業委員会サポートシステムからダウンロードした農地台帳情報等の情報漏洩 農業委員会サポートシステムのログイン情報を推測され、システムを不正利用されることによるシステムが保持する農地台帳情報等の情報漏洩 タブレット紛失による不正利用されることにより、農地台帳情報等の情報漏洩
利用者もしくは利用者組織管轄の責任となるセキュリティ事故	データ内容	②	<ul style="list-style-type: none"> 入力作業のミスにより、公開されるデータ項目に対して、公開されてはいけいないデータ項目が含まれしまうことによる情報漏洩
利用者もしくは利用者組織管轄の責任とならないセキュリティ事故	システム	③	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会サポートシステム及びを構築しているクラウド環境に対する第三者からの攻撃等によるシステムが保持する農地台帳情報等の情報漏洩 農業委員会サポートシステムの運用・保守事業者のオペレーション不備によるシステムが保持する農地台帳情報等の情報漏洩
利用者もしくは利用者組織管轄の責任とならないセキュリティ事故	Azureクラウド	④	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムを構築しているクラウド環境に対する第三者からの攻撃等によるシステムが保持する農地台帳情報等の情報漏洩

滝総第0517006号
令和4年5月20日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 松下 壽夫 様

滝沢市長 主濱 了



滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会への報告事項について
このことについて、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に報告し
ます。

報告第1号 令和3年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況に
ついて
(別紙)

報告第1号

令和3年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について

令和3年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る運営状況について、滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）第29条並びに滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第6条第3項、第4項及び第29条の規定により、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に報告するものとする。

令和4年5月20日提出

滝沢市長 主濱 了

1 行政情報公開制度の運営状況

(1) 行政情報の公開請求状況及び請求に対する決定等 43件

No.	受付日・決定通知日・処理結果	公開請求の内容	所管課等	非公開理由等
1	R3.4.2 R3.4.6 部分公開	令和3年度滝沢市道等維持修繕（舗装・北・東地区）、令和3年度滝沢市道等維持修繕（舗装・西・南地区）及び令和3年度滝沢市道等維持修繕（舗装・中央北・中央南地区）工事の入札顛末書	道路課	特定の個人を識別されるおそれがあるため
2	R3.4.5 R3.4.15 公開	情報公開の業務打合わせ、協議記録書の2014年6月17日（火）の会議記録の借用物の第2編基本設計説明書の前の第1編基本設計書	教育総務課	
3	R3.4.30 R3.5.13 公開	・平成25年12月13日の全員協議会の会議録 ・平成29年1月25日の全員協議会の会議録	議事総務課	
4	R3.5.7 R3.5.21 非公開	滝沢市滝沢中央小学校新築工事作業時間報告書（2018年9月～2019年3月）	教育総務課	文書の作成及び取得をしていないため
5	R3.5.10 R3.5.20 公開	令和3年度滝沢市小岩井駅前広場整備工事（入札日：令和3年4月22日）金入設計書	都市政策課	
6	R3.6.4 R3.6.17 公開	令和2年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その8工事に係る金入り設計書一式	道路課	
7	R3.6.8 R3.6.15 公開	令和3年度菓子第二・穴口処理分区管路施設詳細設計業務の金入り設計書（変更があった場合、当初設計書）他1件	下水道課	
8	R3.6.8 R3.6.16 公開	令和3年度排水管敷設（下鵜飼地区）工事実施設計業務の金入り設計書（変更があった場合、当初設計書）他3件	水道整備課	
9	R3.6.10 R3.6.15	令和3年度配水管布設替（室小路地区）工事に係る設計書一式	水道整備課	

	公開			
10	R3.6.10 R3.6.15 公開	令和3年度配水管布設替（室小路地区） 工事に関する設計書一式	水道整備課	
11	R3.6.24 R3.7.2 公開	令和3年度配水管布設替（湯舟沢・葉の 木沢山・大釜地区）工事に係る設計書一 式	水道整備課	
12	R3.7.1 R3.7.26 部分公開	ビッググループ滝沢（図書館を除く）の運 営上の会計報告（H29～R2までの納 付金、契約金額、土地・建物に係るお金 の分かる書類）	地域づくり 推進課	収支報告書におけ る計画と実績、差 額のすべてを公開 することは、法人 の出納に関する情 報であることから 、全部公開とする ことは滝沢市行政 情報公開条例第9 条第1項第3号に 規定する「競争上 又は事業運営上の 地位、その他正当 な利益を害するお それがあるもの」 と判断し、第三者 からの意見を勘案 し、部分公開とす る
13	R3.7.5 － 取下げ	2017.10.2の電話受付票	教育総務課	
14	R3.8.10 R3.8.23 公開	令和2年度市道畜産試験場柳沢線道路改 良舗装その8工事（当初）に関する金入 り設計書一式	道路課	
15	R3.8.17 R3.8.30 公開	令和3年度市道高森線舗装修繕工事に関 する文書	道路課	
16	R3.8.20 R3.8.25 公開	平成23年11月～平成29年8月まで の全員協議会の会議録（平成25年9月 19日、平成25年12月13日及び平 成29年1月25日は除く）	議事総務課	
17	R3.8.27 R3.9.2 公開	2014年6月17日（火）13:00 ～15:00の会議の基本設計説明書（ A3ファイル）〔借用物〕の背表紙と表 紙と目次	教育総務課	
18	R3.9.6 R3.9.21 部分公開	市内在住の特定の者に係る児童扶養手当 の不正受給に関する対応状況ならびに対 応結果（請求者と児童福祉課とのやり取 りがわかる書類）	児童福祉課	個人に関する情報 （事業を営む個人 の当該事業に関す る情報を除く）で あって、特定の個 人が識別され、又 は識別され得るお それのあるため（ 個人氏名、住所、 家族構成、児童扶

				養手当取得状況)
19	R3.9.13 R3.9.27 部分公開	第1回新設小学校整備委員会の1項の懇話会の議事内容要旨	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・不存在（第1回懇話会会議録） ・個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため（第2回及び第3回懇話会の個人氏名、職名）
20	R3.10.18 R3.10.25 公開	令和3年度排水管整備（柳沢地区）工事に係る設計書一式	水道整備課	
21	R3.10.18 R3.10.26 部分公開	新しい学校をつくる懇談会会議録（第2及び第3回）	教育総務課	特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため
22	R3.10.19 R3.10.19 公開	H22.12.3（金）の議会全員協議会からH23.9.26（月）までの期間で滝沢中央小学校施設整備基本構想の件	議事総務課	
23	R3.10.21 R3.10.25 部分公開	平成25年9月19日の全員協議会会議録の文字おこし業者の名前、録音漏れがあり、時間を知りたいための報告状況、議長が確認していることの証明。その後の始末書の存在（不在であればその意図）	議事総務課	保存期限超過により関係書類廃棄済みのため及び公開する行政情報が存在しないため
24	R3.10.25 R3.11.2 公開	平成29年1月25日議会全員協議会会議録の文字起こしを行った業者が分かる書類（具体的な内容等（契約書、決済伺書等））	議事総務課	
25	R3.11.12 R3.11.26 部分公開	滝沢中央小学校用地の不動産鑑定評価書の発行に係る費用（発行日付H25.3.28）が分かる書類他3件	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため ・不存在（2件）
26	R3.11.16 R3.11.24 公開	令和3年度排水管布設替（下鵜飼地区）工事積算内訳	水道整備課	
27	R3.11.18 R3.11.25 公開	令和3年度滝沢公共下水道調査業務の入札経過書と予定価格	下水道課	
28	R3.11.25 R3.12.9 部分公開	ビッグループの用地購入に関する情報（評価額等）	地域づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人が識別され、または識別され得るおそれがあるため ・公開することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ず

				るおそれがあるため
29	R3.11.25 R4.1.4 部分公開	ビッグループの用地購入に関する情報（地権者の金額の種類と人数）	地域づくり 推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるため ・個人に関する情報であり、他の情報との照合により特定の個人を識別することができるため ・法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため ・取引事例の収集は、土地所有者等の情報提供に支えられており、それらを公にすることにより不動産鑑定士に対する信頼を損なう可能性が高く、今後の鑑定業務に支障が生じ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため
30	R3.12.6 R3.12.8 部分公開	滝沢市の地番が載った図面で、2020年中の登記異動修正済みのshapeデータ	税務課	データでのファイルが不存在のため
31	R3.12.6 R3.12.8 非公開	①土地・家屋課税台帳の電磁的記録で最新のもの ②①が不存在又は開示不能の場合は、①以外の文書で、滝沢市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの。（登記名義人・建築年の情報もあれば含む）	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・法令又は他の条例の規定により公開することができない情報であるため ・土地及び家屋の登記情報については、不動産登記法第119条に請求の手続きが規定されていることから、条例第31条第1項の「法令等の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の公布の手続きが定められている場合に

				は、当該法令等の定めるところによる。」に該当するため
32	R3.12.13 R4.1.26 非公開	滝沢市交通事業者支援金給付申請の際取得している貸切バス車検証の写し。表面のみ	都市政策課	当該情報提供元の法人より非公開の要望があり、本件は法人の保有する販売上の情報であって、公開することにより、法人の事業活動が損なわれると認められるため
33	R3.12.13 R3.12.17 公開	福祉バス業務委託仕様書写し	高齢者支援課	
34	R3.12.27 R4.1.11 公開	令和3年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その9工事の金額入り設計書（単価表を含む）	道路課	
35	R4.1.6 R4.1.12 公開	滝沢市内の地番図のデータ（令和3年1月1日時点）	税務課	
36	R4.1.17 R4.1.31 部分公開	平成25年9月19日及び平成25年12月13日の全員協議会の議事文字起こしの業者に支払った金額	議事総務課	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年9月定例会会議録調整代他6件に係る支出負担行為兼支出命令書及び請求書のうち、口座情報については法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、財産権その他正当な利益を侵害するおそれがあるため及び特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため 平成25年12月13日前員協議会会議録の文字起こし業者への支払い金額については、当該会議録作成に当たり、業者委託を行っていない

				ため不存在
37	R4. 1. 21 R4. 2. 2 非公開	平成25年10月6日(火) 新設小学校地権者説明会会議録の9頁下から8行目の小学校用地の代替地の用件の根拠はどこに属する条件の内容かが分かるもの	教育総務課	当該行政情報の作成及び取得をしておらず、文書が存在しないため
38	R4. 2. 1 R4. 2. 7 公開	令和3年度滝沢公共下水道ストックマネジメント修繕、改築計画策定業務金入り設計書	下水道課	
39	R4. 2. 8 R4. 2. 21 公開	令和3年10月21日入札 件名：令和3年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その9工事	道路課	
40	R4. 2. 10 R4. 2. 24 部分公開	会議の録音テープと文字起こしの確認は誰がどのようにしているか他4件	議事総務課	当該情報の取得及び作成をしていないため、保存年限超過により関係書類廃棄済みのため並びに当該全員協議会の会議録作成にあたり、業務委託を行っておらず、会議録調製代金が発生していないため
41	R4. 3. 10 R4. 3. 17 公開	・令和3年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その9工事 ・令和2年度市道畜産試験場柳沢線道路改良舗装その8工事	道路課	
42	R4. 3. 10 R4. 4. 7 部分公開	開発行為に関する工事の監査済証(昭和62年11月20日付け滝企調第1878号)他2件	都市政策課、河川課、水道整備課	①開発行為に関する工事の検査済証に記載されている情報から、特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるため ②地籍簿記載の土地所有者情報の特定の個人が識別され、又は識別され得るおそれがあるものに該当するため ③行政情報公開条例附則第2項により行政情報の対象とされておらず、対象文書を検索したが当該行政情報は不存在であったため請求の一部を却下
43	R4. 3. 14 R4. 3. 24 非公開	行政情報公開請求により滝沢市議会より交付された決裁伺書(件名：全員協議会(平成25年9月19日)の日付がない	議事総務課	公開する行政情報が存在しないため

	事が判明したときに滝沢市としてどのように対処したか分かる情報	
--	--------------------------------	--

※No. 7、8、18及び30～35は、行政情報の任意公開の申出によるもの

(2) 審査請求 0件

2 個人情報保護制度の運営状況

(1) 個人情報取扱事務の登録状況等

ア 新規登録 12件

- (ア) 農地中間管理事業事務
- (イ) 認知症総合支援事業
- (ウ) 地域ケア会議推進事業
- (エ) 成年後見制度利用支援事業
- (オ) 地域包括支援センター運営事業
- (カ) 盛岡広域成年後見センター設置事業
- (キ) 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業事務
- (ク) 滝沢市環境基本計画推進事業
- (コ) 投票率の向上を目的とした有権者の意識調査に係る地域協同研究事業
- (サ) 子育て世帯等臨時特別支援事業自給事務
- (シ) 滝沢市福祉灯油購入費支給事業
- (ス) 滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業

イ 登録内容変更 29件

ウ 廃止 0件

(2) 目的外利用及び外部提供の状況

ア 目的外利用課等 変更 0件

イ 目的外利用先 新規 1件
変更 12件

ウ 外部提供先 新規 1件
変更 0件

(3) 自己情報の開示請求 21件

No.	受付日 決定通知日 処理結果	公開請求の内容	所管課等	非公開理由等 (要旨)
1	R3.4.30 R3.7.19 開示	平成29年10月2日及び平成29年10月3日の電話口頭受付票（滝沢中央小学校新築工事に係る作業時間及び騒音について）	教育委員会 事務局 教育総務課	
2	R3.7.1 R3.7.15 開示	別紙（情報公開を受けた、平成29年11月16日（木）に請求者とのやり取りを記した電話・口頭受付票）の黒塗り部分	教育委員会 事務局 教育総務課	
3	R3.7.5 R3.7.19	1. 2017.9.14又は15の電話受付票（元藤島課長対応）	教育委員会 事務局	文書不存在

	部分開示	2. 2018. 8. 9の口頭受付票（元長嶺次長、元藤島課長対応）	教育総務課	
4	R3.7.16 R3.7.30 部分開示	1. 行政情報公開請求により写しを受けた（H29. 12. 7～H31. 3. 14）電話口頭受付票 2. H29. 8. 1からH29. 12. 7までの滝沢中央小学校建設に係る請求者と教育委員会とのやりとりが分かる電話口頭受付票	教育委員会 事務局 教育総務課	開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため
5	R3.8.2 R3.8.25 部分開示	H23. 3. 11からH29. 7. 31までの滝沢中央小学校建設にかかる請求者と教育委員会、都市計画課（佐藤（男性））のやり取りが分かる電話口頭受付票	教育委員会 事務局 教育総務課	①開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため ②請求の一部について、文書不存在
6	R3.10.19 R3.10.26 開示	行政情報公開の写しの交付を受けた平成29年12月7日付の文書	教育委員会 事務局 教育総務課	
7	R3.10.20 R3.10.27 非開示	電話・口頭受付内容とその対応内容（滝沢中央小学校建設工事の始まる前から終わるまでの期間）（平成29年12月26日以外の日もすべて請求）	企画政策課	文書不存在
8	R3.10.20 R3.11.2 部分開示	電話・口頭受付内容とその対応内容（滝沢中央小学校建設工事の始まる前から終わるまでの期間）（平成29年12月26日以外の日もすべて請求）	教育委員会 事務局 教育総務課	開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため
9	R3.10.20 R3.11.2 部分開示	訪問の報告書（平成25年9月10日、9月26日、9月27日）	教育委員会 事務局 教育総務課	①開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため ②請求の一部について、文書不存在
10	R3.10.20 R3.11.2 開示	滝沢中央小学校建設にかかる請求者と佐藤むねたか氏（H24.10.16）の口頭受付票	都市政策課	
11	R3.10.20 R3.11.2 非開示	滝沢中央小学校建設にかかる請求者と中道局長（H25.10.8）の口頭受付票	議会事務局 議事総務課	文書不存在
12	R3.10.20 R3.11.2 非開示	滝沢中央小学校建設に係る請求者と遠藤部長、野中課長、三浦信吾氏（H25.10.8）と野中課長、三浦信吾氏（H24.10.16）の口頭受付票	教育委員会 事務局 教育総務課	文書不存在
13	R3.10.21 R3.11.4 非開示	平成25年9月19日の議会全員協議会会議録	議会事務局 議事総務課	文書不存在
14	R3.11.30 R3.12.9 部分開示	平成25.4.18滝沢中央小学校用地地権者説明会の会議録	教育委員会 事務局 教育総務課	開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため
15	R4.2.25 R3.3.11 部分開示	平成30年9月中に教育委員会・銭高組に対して、謝罪文書を要請する文書の自己情報の開示	教育委員会 事務局 教育総務課	開示請求者以外の個人に関する情報が含まれるため
16	R4.3.1 R3.3.25	1. 行政情報公開により交付された2P～35Pまでの自己情報の黒塗りをして	教育委員会 事務局	開示請求者以外の個人に関する情報

	部分開示	いない書類 2. 滝沢中央小学校新築工事の定例会議 交付文書の1～103Pまでの議事内容 、検討結果の欄で自己情報の黒塗りして いない書類	教育総務課	が含まれるため
17	R4.3.2 R4.3.24 開示	1. 平成30年1月から8月、平成30 年10月から平成31年3月までの間に 請求者が提出した書類、中央小学校に関 して送った手紙の自己情報の開示 2. 1の書類の回答書の開示	企画政策課	
18	R4.3.2 R4.3.25 開示	1. 平成30年1月から8月、平成30 年10月から平成31年3月までの間に 請求者が提出した書類、中央小学校に関 して送った手紙の自己情報の開示 2. 1の書類の回答書の開示	教育委員会 事務局 教育総務課	
19	R4.3.14 R4.3.28 非開示	平成25年3月10日から平成25年3 月18日までの間の滝沢中央小学校建設 に関する請求者の口頭受付票の報告書（ 三浦信吾氏）	教育委員会 事務局 教育総務課	文書不存在
20	R4.3.28 R4.3.31 非開示	平成30年9月中に滝沢中央小学校建設 に係る文書で、請求者が9月14日にF AXで送信し、それに対して銭高組・高 光共同事業所、滝沢市教育委員会からの 回答文書の開示	企画政策課	文書不存在
21	R4.3.30 R4.4.13 開示	平成30年9月28日に銭高組・高光（ 株）、教育委員会から請求者に提出した 滝沢中央小学校建設に係る文書の開示	教育委員会 事務局 教育総務課	

(4) 特定個人情報の利用停止請求 0件

(5) 審査請求 0件

別紙1 令和3年度中に新規登録した事務

個人情報取扱事務 の名称	所管課等	登録年月日	目的外利用事務 の所管課等	外部提供先	理由
農地中間管理事業事務	農林課	令和3年4月1日	農業委員会事務局	国、県、市町村、農業協同組合等	農地の貸借において農地中間管理事業の活用を推進し、担い手への農地の集積・集約化を支援するとともに、農地利用の効率化を図る。
認知症総合支援事業	地域包括支援センター	令和3年4月1日	—	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会、警察、消防署	認知症患者やその家族の支援のために、医療・介護及び生活支援を行うサービスのネットワーク強化、地域における支援体制を構築するために実施する。
地域ケア会議推進事業	地域包括支援センター	令和3年4月1日	—	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会、警察、消防署	介護保険法第115条の4第2項に規定する被保険者（以下、「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。
成年後見制度利用支援事業	地域包括支援センター	令和3年4月1日	—	医療機関、介護保険施設等	認知症高齢者などにより判断能力が低下し、かつ親族からの支援が得られない高齢者の成年後見申立て相談や支援、及び後見人等（民法に規定する後見、保佐及び補助等を行うもの。以下「後見人等」という。）報酬費用の助成を行い権利擁護に努めるもの。
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター	令和3年4月1日	—	民生委員、警察、消防署、社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、医療機関、ボランティア、市役所関係課	高齢者人口の増加に伴い、現在の地域包括支援センター担当圏域（直営1圏域）を分割し、委託運営とすることにより細やかな支援体制を構築し、地域包括ケアの進展を図る。

個人情報取扱事務 の名称	所管課等	登録年月日	目的外利用事務 の所管課等	外部提供先	理 由
盛岡広域成年後見センター設置事業	地域包括支援センター	令和3年4月1日	—	委託先業者 家庭裁判所、社 会福祉協議会、 介護保険サード 事業者、医療 機関、ブラン チ、市役所関係 課	認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り生活を支える成年後見制度の相談から利用まで一貫した支援を行うため、盛岡広域5市町で成年後見センターを共同設置し、広報・啓発や相談対応、申立支援等を行う。
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業事務	児童福祉課	令和3年4月30日	—	—	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業事務を行うため。
滝沢市環境基本計画推進事業	環境課	令和3年9月15日	—	—	市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境基本計画を着実に実行、展開するとともに、市民等及び市が協働し、環境に配慮したまちづくりを図るため。
投票率の向上を目的とした有権者の意識調査に係る地域協働研究事業	選挙管理委員会 事務局	令和3年12月1日	—	—	公立大学法人岩手県立大学及び岩手県明るい選挙推進協議会との共同研究により、若年層の投票率向上を目的とした有権者の意識調査を実施することにより、低下傾向にある若年層の投票率の向上への取組への資料として活用するもの。
子育て世帯等臨時特別支援事業支給事務	児童福祉課	令和3年12月1日	—	—	子育て世帯等臨時特別支援事業支給事務を行うため。
滝沢市福祉灯油購入費支給事業	地域福祉課	令和3年12月21日	—	—	滝沢市福祉灯油購入費支給申請書送付、申請内容等審査及び交付事務
滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	地域福祉課	令和4年2月1日	—	—	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中で、本市の住民税非課税世帯に対して、臨時特別給付金を支給するため。
以下余白					

別紙2 令和3年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
介護サービス相談員派遣事業	地域包括支援センター	令和3年4月1日	個人情報取扱事務の名称を「介護相談員派遣事業」から「介護サービス相談員派遣事業」に変更
健幸ウォーキングトライル事業	健康づくり政策課	令和3年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事務の名称を「健幸ウォーキング事業」から「健幸ウォーキングトライル事業」に変更 個人情報取扱事務の目的の変更
介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センター	令和3年4月7日	個人情報の本人以外の収集先を「条例第7条第3項第5号（他の実施機関からの提供）」該当とし、その収集先に「滝沢市健康福祉部高齢者支援課」を追加
介護保険給付管理業務	高齢者支援課	令和3年4月26日	目的外利用を「有」に変更し、目的外利用の「条例第8条第1項第4号（審議会承認）」該当とし、その利用先に健康づくり政策課を追加（審議会承認第2号平成10年3月23日。本人通知の省略（審議会承認第2号平成10年3月23日））
介護保険の介護認定調査及び認定事務	高齢者支援課	令和3年4月26日	目的外利用の条例第8条第1項第4号（審議会承認）該当の利用先に「健康づくり政策課」を追加
健幸政策SWC-AI事業	健康づくり政策課	令和3年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報記録から検索し得る個人の類型（収集対象者）を「市民が加入する国民健康保険、健康保険（予定）、後期高齢者医療制度及び介護保険並びに介護認定、ライフスタイルアンケート等」の個人情報に変更 個人情報の項目名に「氏名」、「住所」を追加
後期高齢者医療事務	保険年金課長	令和3年4月27日	目的外利用の条例第8条第1項第4号（審議会承認）該当の利用先に「健康づくり政策課」を追加
国民健康保険事務	保険年金課長	令和3年4月27日	目的外利用の条例第8条第1項第4号（審議会承認）該当の利用先に「健康づくり政策課」を追加
基本・長寿健康診査	健康推進課長	令和3年4月27日	目的外利用の条例第8条第1項第4号（審議会承認）該当の利用先に「健康づくり政策課」を追加
個人市県民税賦課事務	税務課長	令和3年4月30日	目的外利用の条例第8条第1項第4号（審議会承認）該当の利用先に「児童福祉課」を追加
ひとり親家庭医療費給付事業	保険年金課	令和3年4月30日	目的外利用の条例第8条第1項第4号（審議会承認）該当の利用先に「児童福祉課」を追加

別紙2 令和3年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
空家等対策推進事業	都市政策課	令和3年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報記録から検索し得る個人の類型（収集対象者）に「滝沢市空家等対策協議会委員から収集する」個人情報を追加 個人情報の本人以外の収集先の条例第7条第3項第2号（本人同意）の収集方法に「滝沢市空家等対策協議会委員から収集する」を追加 個人情報取扱事務の文書目録に「滝沢市空家等対策協議会委員情報」を追加し、その記録形態を「帳票・文書」該当とする
乳幼児保険指導事業事務	健康推進課	令和3年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の項目名に「職業・勤務先」、「団体加入」及び「発達関連情報」を追加 個人情報の外部提供の条例第8条第1項第2号該当の提供先に「本人又は保護者が受診を希望する医療機関」を項目名に「発達関連情報」を追加 文書目録に「発達検査用紙、育児相談票、療育教室記録表」を追加し、その記録形態を「帳票・文書」該当とする
新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康推進課	令和3年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の項目名に「ワクチン接種記録」を追加 個人番号（マイナンバー）利用の有無を「有」に変更し、その根拠法令等に「番号利用法別表第1第10項」を追加 個人情報の本人以外の収集先を「条例第7条第3項第2号（本人同意）」該当とし、その具体的方法に「同意書」を追加 システム名称に「ワクチン接種記録システム」を追加 オンライン結合による提供に「審議会承認第1号令和3年6月17日」を追加 個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第1号令和3年6月17日」を追加 文書目録のワクチン接種対象者名簿及びワクチン接種記録の記録形態に「ワクチン接種記録システム」を追加
健幸政策SWC-A I事業	健康づくり政策課	令和3年6月30日	<p>個人情報の本人以外の収集先の条例第7条第3項第5号（他の実施機関からの提供）該当とし、その収集先に「岩手県国民健康保険団体連合会及び岩手県後期高齢者医療広域連合」を追加</p>
健幸政策SWC-A I事業	健康づくり政策課	令和3年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の項目名に「職歴」、「学歴」、「社会活動状況」、「収入」、「財産状況」、「病歴」、「家庭状況」、「居住状況」及び「趣味・嗜好」を追加 個人情報の収集先に「本人」を追加
健幸政策SWC-A I事業	健康づくり政策課	令和3年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の本人以外の収集先の「条例第7条第3項第5号（他の実施機関からの提供）」該当の「岩手県国民健康保険団体連合会及び岩手県後期高齢者医療広域連合」を削除 個人情報の外部提供を「有」を「無」とし、「条例第8条第1項第4号」該当を削除 個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第1号令和3年10月6日」を追加
浄化槽設置整備事業	下水道課	令和3年10月7日	<p>個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第3号令和3年10月6日」を追加</p>
下水道事業等事務	下水道課	令和3年10月7日	<p>個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第3号令和3年10月6日」を追加</p>

別紙2 令和3年度中に登録内容の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	変更の概要
地上権設定、所有権移転等登記事務	下水道課	令和3年10月7日	個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第3号令和3年10月6日」を追加
公共下水道供用開始通知事務	下水道課	令和3年10月7日	個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第3号令和3年10月6日」を追加
水洗化促進事務	下水道課	令和3年10月7日	個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第3号令和3年10月6日」を追加
期日前投票・不在者投票事務	選挙管理委員会事務局	令和3年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号（マイナンバー）利用の有無の記載がなかったものを「無」とする 個人情報取扱事務の委託を「有」に変更し、「審議会承認第4号令和3年10月6日」を追加 文書目録に「選挙人名簿」を追加し、記録形態を「帳票・文書」及び「磁気ディスク・テープ等」とする変更
新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康推進課	令和3年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報を取り扱う目的を「ワクチン接種及び予防接種証明書の交付をおこなうため」に変更 個人情報の本人以外の収集先の「条例第7条第3項第2号」該当及び収集方法の「同意書」を削除
ひとり親家庭医療費給付事業	保険年金課	令和3年12月24日	目的外利用の利用先に「地域福祉課」を追加
健康ウォーキング事業	健康づくり政策課	令和4年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の項目名に「社会保険加入状況」、「地域活動への参加状況」、「健康事業への参加状況」及び「健康に関する資格取得状況」を追加 オンライン結合による提供に「審議会承認第4号令和4年3月31日」を追加 個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第4号令和4年3月31日」を追加
滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	地域福祉課	令和4年3月31日	個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第1号令和4年3月31日」を追加
滝沢市福祉灯油購入費支給事業	地域福祉課	令和4年3月31日	個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第2号令和4年3月31日」を追加
新型コロナウイルスワクチン接種事業	健康推進課	令和4年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の項目名に「国籍・本籍」、「転出・死亡情報」及び「旅券情報」を追加 個人番号（マイナンバー）利用の根拠法令等に「番号法別表第1第93の2の項、第19条第6号、第19条第16号」を追加 電子計算機処理のシステム名称等のワクチン接種記録システムに「（新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリによる電子交付機能を含む。）」を追加 オンライン結合による提供に「審議会承認第3号令和4年3月31日」を追加 個人情報取扱事務の委託に「審議会承認第3号令和4年3月31日」を追加
以下余白			

別紙3 令和3年度中に廃止した事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	廃止年月日	理由
該当なし			

別紙 4 令和3年度中に目的外利用課等の変更があった事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	利用課等(旧)	利用課等(新)	目的外利用等をすすむ事務の名称
介護保険の介護認定調査及び認定事務	高齢者支援課	令和3年4月26日	健康推進課、地域包括支援センター、	健康推進課、地域包括支援センター、健康づくり政策課	健幸政策SWC-A I 事業
介護保険給付事務	高齢者支援課	令和3年4月26日	-	健康づくり政策課	健幸政策SWC-A I 事業
後期高齢者医療事務	保険年金課	令和3年4月27日	高齢者支援課	高齢者支援課、健康づくり政策課	健幸政策SWC-A I 事業
国民健康保険事務	保険年金課	令和3年4月27日	高齢者支援課、税務課、収納課、健康推進課	高齢者支援課、税務課、収納課、健康推進課、健康づくり政策課	健幸政策SWC-A I 事業
基本・長寿健康診査	健康推進課	令和3年4月27日	高齢者支援課、生活福祉課	高齢者支援課、生活福祉課、健康づくり政策課	健幸政策SWC-A I 事業
個人市県民税賦課事務	税務課	令和3年4月30日	企画政策課、都市政策課	企画政策課、都市政策課、児童福祉課	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業事務
住民基本台帳事務	市民課	令和3年4月30日	庁内関係各課	庁内関係各課	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業事務
ひとり親家庭医療費給付事業	保険年金課	令和3年4月30日	生活福祉課	生活福祉課、児童福祉課	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業事務
住民基本台帳事務	市民課	令和3年9月15日	庁内関係各課	庁内関係各課	滝沢市環境基本計画推進事業
個人市県民税賦課事務	税務課	令和3年12月1日	企画政策課、都市政策課、児童福祉課	企画政策課、都市政策課、児童福祉課	令和3年度子育て世帯臨時特別支援事業支給事務

ひとり親家庭医療費給付事業	保険年金課	令和3年12月24日	高齢者支援課、健康づくり政策課	高齢者支援課、健康づくり政策課 児童福祉課	滝沢市福祉灯油購入費支給事業
住民基本台帳事務	市民課	令和3年12月24日	庁内関係各課	庁内関係各課	滝沢市福祉灯油購入費支給事業
住民基本台帳事務	市民課	令和4年1月12日	庁内関係各課	庁内関係各課	地域福祉計画策定事務

個人情報取扱事務の名称	所管課等	変更年月日	外部提供先 (旧)	外部提供先 (新)	備考
農地中間管理事務	農林課	令和3年4月1日	—	国、県、他市町村、農業協同組合等	
以下余白					